

第 5 回食品安全委員会議事録

1. 日時 平成 15 年 7 月 31 日（木） 14:00 ～14:45

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- （1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について
- （2）その他

4. 出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、坂本委員、中村委員、本間委員、見上委員

（事務局）

梅津事務局長、一色次長、岩渕総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長、宮寄評価調整官

5. 配布資料

- ・食品安全委員会（第 5 回会合）議事次第
- ・食品安全委員会（第 5 回会合座席表）
- ・資料 1 委員会の意見の聴取（7 月 1 日付）に関する薬事・食品衛生審議会における審議状況等
- ・資料 2 薬事・食品衛生審議会部会報告
- ・資料 3 委員会の意見の聴取（7 月 1 日付）の概要（その 2）
- ・資料 4 食品安全委員会専門委員募集要項

○寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 5 回会合を開催いたします。

本日の議事に関しましては、お手元の議事次第に書いてありますとおりでございます。資料がお手元に 4 つあると思いますが、資料の 1 が、この委員会の意見の聴取ということで、薬事・食品衛生審議会における審議状況であります。

資料 2 が、その実際の薬事・食品衛生分科会の中の部会の報告であります。

資料 3 が、この委員会の意見の聴取の概要であります。

資料 4 が、食品安全委員会の募集要項というものでありますが、皆さんお手元にございますか。

それでは議題に入らせていただきます。

これは去る 7 月 1 日に厚生労働省から要請のありました食品安全基本法第 24 条

に基づく委員会の意見聴取につきまして、この資料 1 にありますように、先週の委員会において厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の答申まで行われているものは 4 件、この資料の 1 の下の参考というところにあります、それを議論したわけであります。

本日は部会報告まで行った 5 件のうちで、パブリック・コメント手続などが終了いたしまして現在審議可能なものにつきまして議論をいたしたいと思えます。

資料 1 の上の部分の下線を引いておりますステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウムの 4 点です。

それでは各委員とも相談の上、事務局に作成等を指示した資料がございますので、事務局からまずカプセル剤、錠剤の製造用剤として指定の要請がありましたステアリン酸マグネシウムについて説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは御説明をさせていただきます。

御説明は資料の 2 及び 3 に基づきまして、主に資料 3 を用いまして御説明をさせていただきます。

今、委員長から御指示のございましたステアリン酸マグネシウムでございますけれども、このものにつきましては、平成 15 年 2 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会によりまして御審議が既に行われておりまして、平成 15 年 6 月 27 日付で部会から食品衛生分科会に対して審議結果が御報告されているものでございます。

まずステアリン酸マグネシウムの化学的な本質でございますけれども、ステアリン酸マグネシウムという名称で呼んでおりますが、実際はステアリン酸マグネシウムとパルミチン酸マグネシウムの混合物でございます。

このものにつきましては、既に医薬品の添加物、医薬品を製造するときに使う添加剤として広く用いられておりまして、用途といたしましては錠剤を打錠するときには型からはがれやすくするための離型剤と言いますか、そういうもの。

それから、流動化剤と申しまして、粉末をさらさらにするという目的で使われるものであります。

ステアリン酸マグネシウムというのは、粉末ですべすべした感触を持つ粉末でありまして、そのものを医薬品の製造過程において滑沢剤、あるいは流動化剤等として使ってきているというものでございます。

今回、指定の要請があった理由でございますけれども、食品につきましても、保健機能食品の一部に錠剤等の剤型、医薬品と類似の剤型を認めたということがございまして、これらの錠剤である保健機能食品等を製造する際に、医薬品をつくるときと同じように離型剤等として使うことを認めてほしいという要請が企業からございまして、これに基づきまして、安全性の評価を厚生労働省において行ったということでございます。

厚生労働省におけますステアリン酸マグネシウムの安全性に関する議論の経過につきまして御報告いたしますが、ステアリン酸マグネシウムにつきましては、既に医薬品添加物として非常に長い期間使用されてきておりまして、このものを原因とする安全性に関する問題というものが報告されていないということが 1 点。

それからもう一つはラットの 90 日間の反復投与毒性試験を行って、この 90 日間反復投与毒性試験では 5 %、10%と非常に高濃度の飼料中混入でこのものの安全性の評価をしております、その場合 5 %投与分、体重/kg に直しますと 2,500 mg/kg 体重/日であれば作用を示すことはなかったということが報告されているということが 1 点。

それから変異原性試験等の試験においても変異原性は認められていない。

それからステアリン酸マグネシウムにつきましては、体内に入った場合にステアリン酸とマグネシウムのそれぞれにイオン化するということが当然考えられるわけでありまして、他のマグネシウム塩等の実験等から見ても安全性については特段問題がないというようなことで、このものについては問題はないという御判断になったというふうに考えております。

先ほど御紹介いたしました最大無作用量を 2,500 mg/kg 体重/日というふうに申し上げましたけれども、一般的に混餌投与による毒性試験、ラット等に食べさせてその安全性を見るという試験では、通常 5 %以上の混餌投与というのは実施する必要がないというふうにされておまして、これは栄養障害の恐れがあるということでこのような考え方になっているわけですが、そのことも考えると特にこのものに対して A D I を設定する必要はないのではないかというふうに結論づけられているところであります。

なお国際的な評価では、これは W H O の食品添加物等の専門家会議におきましても A D I は設定せずというふうにされているところでありまして、アメリカ、E U においても濃度的な制限を課すことなく、これが添加物として使われているという状況であるということも配慮されておられるというふうに承知しております。

以上です。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何か御意見、コメントありますか。

A D I の設定は必要でないというのが妥当だと思いますので、それではステアリン酸マグネシウムにつきましては、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われました、A D I を設定する必要はないと考えるとの評価の結果は、当委員会として妥当と考えることにするというところでよろしゅうございますね（全員賛成）。

それでは次、お願いいたします。

○村上評価課長 それでは次に、リン酸三マグネシウムにつきまして御説明をさせていただきます。

このものにつきましても、平成 15 年 2 月 21 日の毒性・添加物合同部会におきまして御審議をいただきまして、その結果につきまして、平成 15 年 6 月 27 日付で部会から薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に対して御報告が出されているものでございます。

資料 3 の 3 ページと 4 ページを基に御説明をさせていただきます。

先ほどのステアリン酸マグネシウムにつきましては、製造用剤ということでございますけれども、このリン酸三マグネシウム及びその後でまた御説明をさせていただきます。

だきます 2 つの添加物につきましては、マグネシウムを食品中に強化をする、栄養強化の目的でマグネシウムを添加するという使い方をする添加物でございます。

リン酸三マグネシウムにつきましては、現在のところ我が国においては指定をされておられませんので、これにつきましては新規指定ということになります。

現在ミネラルにつきましては、金属等のものにつきましては、鉄とカルシウムのみが栄養強化目的の添加物として指定がされているわけでありますけれども、平成 11 年の第 6 次改訂「日本人の栄養所要量」というものがございましてけれども、規定されたマグネシウムの所要量と比べて現時点で 15 歳以上 45 歳以下の日本人においては所要量、これぐらい食べるのが適当と思われる量よりも少ない摂取実態だということもあって、マグネシウムについては強化目的の添加物として新たに認めてほしいという御要望がされたというふうに承知をしております。

マグネシウムの安全性評価でございますけれども、リン酸三マグネシウム、これは体に入りますとリン酸とマグネシウムに分かれるわけですが、リン酸の部分につきましては、リン酸の最大耐用一日摂取量、これは 70mg/kg 体重／日というふうに規定をされているわけですが、それと比べてこのものを指定、使い出した場合にどうかという検討がされております。

それからマグネシウムにつきましても安全性についてどうかという、この 2 つのイオンにつきまして、それぞれ検討が薬事・食品衛生審議会において行われております。

リン酸につきましてでございますけれども、リンにつきましては先ほど申し上げましたように、最大耐用一日摂取量というものが、人 1 人当たりで 4,000mg/日というふうに計算をされておまして、このものをもしマグネシウム強化の目的で、現在でもマグネシウムの化合物が食品中に添加をされているわけですが、そのものが全部リン酸三マグネシウムに変わったとしてリン酸の摂取量がどの程度増えるのかということを検討いたしまして、それでもせいぜい 200 ～ 300mg ぐらいしか増えないだろうという推定をしております。

それに基づきまして現在の平均の摂取量、これは栄養調査における摂取量が 1,057mg ということがわかっておりますので、それに上乗せで 200 ～ 300mg 増えたとしても、この添加物を認めた場合、リンの摂取量が増えることによって健康影響が起きるとは考えられないというのが、このリンに関する薬事・食品衛生審議会における結論でございます。 マグネシウムにつきましては先ほどのステアリン酸マグネシウムの際にも申し上げましたように、ラットの 90 日間反復投与試験、あるいは他のマグネシウム化合物における試験等を勘案いたしまして、特にマグネシウムについては問題がないだろうということになっておまして、全体としてこのものについては、リン酸三マグネシウムについては指定して差し支えない、添加物として認めても安全性については問題ないというのが薬事・食品衛生審議会の部会での御結論というふうに承知をしております。

ただ一点、3 ページの下の方に書いてございますけれども、平均所要量と実際の国民栄養調査結果等に基づくマグネシウムの摂取量というものを比較いたしますと、1 から 6 歳児においては平均所要量の 2 倍程度、それから 7 から 14 歳のグループに

つきましては、平均所要量を上回るという結果も出ておりまして、これはマグネシウムの摂取している量が所要量、必要な量を上回っているということがわかっておりますので、こういう乳幼児から小児が摂食するような食品に対しては、マグネシウム塩の添加は控えるようにという通知を発出するべきであるというような御議論もされておられると承知しております。

ただし、これらの場合でも許容上限摂取量は超えていないということでございまして、念のため、これらの通知を行って関係者を指導することとしたいというふうに厚生労働省では考えておられるようでございます。

以上、御説明をさせていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたかコメントとか御意見ございますでしょうか。

○本間委員 この第2番目のリン酸三マグネシウムだけではなくて、次の予定されている3にも共通する質問としてお尋ねしたいんですが、この化学的な成分に関していろいろなアッセイをかけて検査しているはずでしょう。恐らく非常に純度の高いと言うか、化学的に明確に規定できるサンプル試薬を使っていると思います。

ところが、実際にこれが供給されるという形態ですと、要するにマグネシウムそのものはいいんだけど、それに付随してもしかしたらコンタミしがちな可能性と言うんでしょうか、こういう添加物として使うということを想定してある物をつくるわけですが、そのときに添加物のマグネシウム塩に付随してくる不純物と言うんでしょうか、十分な評価をされたということなんでございましょうか。

○村上評価課長 食品添加物中の不純物の問題につきましては、砒素ミルク事件のとき以来、非常に大きな問題であるというふうに厚生労働省も考えておりまして、そのために『食品添加物公定書』という規格書をつくりまして、その規格の中で不純物等、混在するものに対するコントロールもきちんと規定をして、その純度規格に合っていないものは添加物としては使えないというような形での規制が行われているというふうに承知しております。

今回のリン酸三マグネシウムにつきましても、あるいはその後に出てくる、もう既に指定がされているマグネシウムにつきましても、それぞれ純度規格が設定されて、それに適合していない限りは食品には使えないということになるかと思えます。

○寺田委員長 本間委員、よろしいですか。

ほかにございますか。どうぞ、坂本委員。

○坂本委員 マグネシウムの摂取量の御説明がございましたが、確かに国民栄養調査の摂取量からすると所要量に対してわずかに充足率が少ない。

それから上限については、これだけを取っていてもそれを上回るようなことはないという御説明でございしますが、このマグネシウムが使われるのが栄養補助食品として使われるわけで、栄養強化目的になりますとカプセルに入っているマグネシウム、そのまま入ってくるんです。

食品に含まれているマグネシウムの場合は、そのほかのものと一緒に食べていくのでそんなに一度に純粋なマグネシウムが入っていくということはないんですが、

こういうカプセル錠剤になったものは本当にそのものの全部が入っていくという量でございますので、特に大人の場合は日本のマグネシウムの摂取量からして欠乏することは食品に含まれている量も十分ですのでそんなにならないと思うんです。

しかし、子供の場合にこれだけの制限があったとして、14歳ぐらいの子供になりますとスーパーマーケットや、あるいはドラッグストア辺りで購入して食べたり飲んだりする可能性はあるだろうと思うんですが、平均的な摂取量ではなくてある子供たちがたくさん飲み過ぎるという可能性もなきにしもあらずなので、ここに最後のところで乳幼児、小児が食する食品に対してはマグネシウムへの添加は控えるように通知して関係者を指導することとされていますけれども、こういう添加物の場合には子供用食品というのはいないわけです。

大人用だけしかないわけですから、子供にとってはこの量は多過ぎるとか、適正な摂取量を示して、何かの注意や勧告とまではいいませんが、注意表示をするなどして、子供に多量に摂取することは危険だということと呼びかけることが必要ではないかと思うんです。

ただ関係者に指導するというのではなくて、何らかの形で表示をしていただくことがあれば摂取過剰ということにはならないのではないかと。

こういう例は前にもありまして、スポーツ飲料などで電解質が入っていてこれは非常にいいと言うので子供に常時与えていたお母さんがいて、それが与え過ぎたために子供が病気になるということがありました。その会社では小児用というものをつくったという経緯もございますので、やはり子供は大人と同じものを摂取させていて、大人と同じように健康になるということはない場合もあり得ますので、注意を喚起するようにお願いをしていただきたいと思います。

○寺田委員長　いかがですか。

○村上評価課長　まず小児に対する添加を控えるようにという通知をするのみではなくて、それを摂取することによって発生する問題があるということを積極的にアピールをするべきだということにつきましては、御指摘のとおりだと思いますので、通知なりその他の方法によってこの趣旨が徹底されるよう実効性を伴うものとなりますように、厚生労働省に対してお願いをするということにさせていただきたいと思えます。

それから過食者分も含めた安全性につきましては、実態の把握に努める必要があるかと思えますので、これにつきましては、厚生労働省と御相談の上、本委員会においても積極的にこの過食者分も含めた摂取実態については、フォローアップをしていきたいというふうに考えております。

○寺田委員長　ただいまの坂本委員の御意見、非常に形式的に言うとも管理の問題とか何とかになりますけれども、だけれどもそんなことを言っておられませんし、こういうことがいいことであるという安全性の評価の上から実際に実行する上にそういうことがリコメンドされる、推奨できるということであれば、是非そういうふうに本委員会としてはやっていった方が私はいいと思います。そういう二重三重になってまずいというようなことは、それは逆に言わなかったというようなことよりずっといいと思いますので、そういうような方向でやりたいと思います。

よろしゅうございますね、委員の先生方。

○中村委員 一つよろしいですか。本当に素朴な疑問ですけれども、この最初のⅠのあれでもそうですけれども、このⅡも、これはあれですか、こういうニーズが出てきているということは、例えば中に書いてありますけれどもアメリカでは使われている、それからヨーロッパでは一応使われているとかいうことが背景にあって、去年日本では日本で許可されていない添加物を使って告発されて幾つも会社がつぶれてしまったりすることが起きましたけれども、例えばそういうことも避ける。とにかく日本での安全性の評価をきちんとやっておくということは背景にある諮問なんでしょうか。

○村上評価課長 御指摘のとおりでございます、外国では既に使われている、例えばマグネシウム塩ですと我が国では硫酸マグネシウム、塩化マグネシウム等々強化目的では使えないんですが、外国ではそのほかにも酸化マグネシウムとか炭酸マグネシウムとか、あるいはこのリン酸三マグネシウムが使える。

実態上は安全性についてそれらはそんなに区別できるものではないんだけど、我が国においては特定のものしか使えないというのはフェアでないということはないと思うんですが、科学的ではないのではないかとということで、新規指定の国際的な整合性を保つような形で、添加物については少しお考えになるということをして厚生労働省の方はお考えなんだと思います。

○寺田委員長 ほかにございますか。

それではただいまの小児に対しての実効性のある管理の方法、リン酸三マグネシウムにつきましてはそれを条件と言いますか、それは別個に意見として出すとして、ここの評価の部分に関しての厚生労働省の安全性の懸念は少ないと考えられるということは、今のことを管理の面を考えた上での評価では妥当だということによろしゅうございますか。

では、そういうようにさせていただきます。

それでは次。

○村上評価課長 それでは酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムの使用基準の改正につきまして御説明をさせていただきます。

資料の3の5ページ及び6ページを基に御説明をさせていただきます。

これらのものも先の2件と同様に平成15年2月21日に行われました毒性・添加物合同部会におきまして御審議が行われまして、その後、平成15年6月27日付で食品衛生審議会の食品衛生分科会に対して部会から御報告をされているものであります。

これらの酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムにつきましては、既に我が国において添加物として指定をされているものでありますけれども、それぞれ酸化マグネシウムにつきましては「食品の製造又は加工上必要不可欠な場合であって吸着の目的で使用するとき以外は使用してはならない」とされております。

それから炭酸マグネシウムにつきましては「食品の製造又は加工上必要不可欠な場合以外は食品に使用してはならない」とされておまして、0.50%以下という残存量の制限がかかっております。

現在マグネシウム塩が5つ指定されているわけでありますが、そのうちの酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムは、今申し上げたような制限がかかっておりまして、それ以外のものは特に対象食品、添加量、添加目的等が制限されておられません。

ということは、その他のもの3種類につきましては、強化目的でマグネシウムを添加するということもできる。強化目的でそのものをマグネシウム強化の目的で食品に添加することでもできるということでございます。

酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムの安全性評価でございますけれども、基本的には先ほど申し上げましたリン酸三マグネシウムのマグネシウム部分の評価と同様でありまして、これの安全性評価については他のマグネシウム塩のデータ等を勘案して問題ないのではないかというふうに結論づけられております。

同様に先ほども先生方から御指摘がございましたように、1～6歳児及び7～14歳児において平均所要量を上回るというようなデータもございますので、これにつきましては添加は控えるようにという、これらの乳幼児、小児が食する食品に対しては添加を控えるようにという指導を行うということにされておりました、これにつきましては、先ほども御指示ございましたようにこれらの指導が実効性を伴うようなものとなるようにということをきちんと相談をして行うべきであるということとは当然、同様にさせていただくことになると思いますけれども、これにつきましても、同じような考え方で対応したいと考えております。

ほかの国の状況をお話しいたしますと、炭酸マグネシウムにつきましても、酸化マグネシウムにつきましても、諸外国では添加物として、用途の制限はなく使われているものであります。

EUにおける炭酸マグネシウムの制限があるということが5ページの3の4行ほど上に書いてございますけれども、これは基本的に炭酸マグネシウムについては、例えばココアとかチョコレート、ココアだと思えますけれども、粉末食品の固結防止の目的で混入されるものでありまして、もともとココアの成分ではありませんから、そういうようなものが増量剤として使われるのは適当ではないという趣旨において7%という上限がかかっていると承知しております。

それから我が国における従来の炭酸マグネシウムの食品中の残存量というものも、これは固結防止剤として使われる場合に0.5%以下で十分効果が発揮されるので、不必要に増量の目的で添加されないようにということで、このような規定が設定されているものと考えておりました、そういう意味で諸外国における評価も特にこれらのものについては量的な制限をかけなくてもよいという判断の下に使用されているものというふうに承知しております。

これらの状況から、これらのものについてはADIを特に設定する必要はない、1日許容摂取量は制限なしということにしてはどうかということが、薬事・食品衛生審議会の部会における御結論というふうに考えております。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御意見なりあるいはコメントなりお願いします。

ありませんか。それでは酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムにつきまして、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われました、

その安全性は他のマグネシウム塩と同程度であると考えているとの評価の結果は、当委員会として妥当と考えるということですのでよろしゅうございますですね。

それでは御認証していただいたことといたしまして、その次の第4の議事といたしまして、事務局の方から食品安全委員会専門委員会募集要項についての報告がございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○岩渕総務課長 それではお手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

前回のこの会合におきまして、今後設置いたします専門調査会のうちで「企画専門調査会」と「リスクコミュニケーション専門調査会」の2つにつきまして、一部の専門委員を公募をするということを御了解いただいたわけですが、その方針に基づきまして、食品安全委員会専門委員の公募を7月28日、今週月曜日から開始しております。

お手元にございますのは、その募集要項でございます。

応募資格といたしましては「委員に応募できるのは、次のいずれにも該当する方です」ということで、「食品の安全性の確保に関心を有する消費者等で各専門調査会での調査審議に参画できる方」。

それから「平日に開催される会議に確実に出席できる方（当面月1回程度）

ただし、国又は地方公共団体の議員、常勤の公務員、公務員のOB等は、原則として委員になることができません」ということで、人員といたしましては各専門調査会、若干名ということでございます。

応募の仕方としては1,600字以内の論文を書いていただいて、これに履歴書を添えて応募していただくということでもあります。

応募期間は7月28日から8月15日まででございます。

論文のテーマですが次のページにございますように、四角で囲っているところですがけれども5つ挙げておりまして、この中からどれか1つを選んで書いていただきたいということでもあります。

「食品の安全性に関する科学的評価とは何であると考えるか」

「あなたが考える日本人の健康を脅かす食のリスクとその理由」

「食の安全についてのコミュニケーションをどう進めたらいいと考えるか」

「食品にゼロリスクはないということについて、どのように考えるか」

「食の安全と食の安心の間によこたわるギャップをどのようにして埋めればいいのか」ということでございます。

選考方法といたしましては書類審査をまずいたしまして絞り込んだ後、面接選考ということございまして、委員の先生方に面接をお願いしたいと考えているところでございます。

それで7月28日に内閣府のホームページに掲載したほか報道機関の方にも資料提供したところ、早速数社で記事にさせていただいておりまして、まだ応募そのものは来ておりませんが、問い合わせが大分来ているというような状でございます。

以上でございます。

○寺田委員長 何か御意見ございますか、これは報告ということですから。

それでは今日の議事はこれで終わったんですか、その他の議事はございますか、ございませんか。

この前は第4回、今日は5回ということで資料1のところにあります、要するに厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の中で、審議会のところまでいった事柄、あるいは部会のところまで進んだもの、その中でパブリック・コメントが進んだもの、WTO通報が進んだものということが一応ここで終わったのですね。

その次に、これはいわゆるトランジションの過程としてその中の評価の部分だけ取り出して本当に妥当かどうかということはこの委員会で検討したということなんで、そういうことをこの表の1にあるところをこれからまた続いていくとは思いますが、パブリック・コメントとかWTO通報とかはまだ終わっていないとか、あるいはこれは専門委員会でもやってもらったほうがいいというようなことはあると思いますので、この委員会としてはあと1つか2つぐらい、この1週間か2週間の間はあるとしてもそんなものです。この委員会は走りながら考えるというところがありまして、どういうことのリスクコミュニケーションとかその他の問題のを含めまして、専門委員会を立ち上げたりしますが、そういうことをするまで、専門委員会がするようなことも検討していきたいということでよろしいですかね、委員会としては。

非常にちょっとこうぼわっとした話ですが、もうすこしきちっとした委員会としてのアジェンダを出して議論をする必要があります。こういう過渡期のことは勿論重要ですが、とにかく早く済まないと、ひどい言い方をすると事務的に回っているだけということになります。そういうのを当然この委員会の仕事としてやっていかないといけません、それがちょっとここで一息つきそうな感じがします、この委員会として主体的にすることについて次のときにいろいろと考えていきたいと思います。どういうニュースソースあるいはどういうところの意見からどの食品の安全性をピックアップするのか、そのルートはどうするのかとか、そういう問題もあると思うので、いろいろとお考えになってどうアジェンダがあるかということも考えて、事務局の方、あるいは私を通じて事務局でも結構ですから、お知らせ願えればと思っております。

勿論その間にいろんなことが、厚生労働省の方から意見を求めるものが来たり、それから農水省の方からも来たりということがあるかも知れませんが、それから専門委員会の立ち上げのところでまたいろんな細則をつくったり、そういうこともあるかも知れませんが、時間の配分を考えながら議論をまとめたいと思います。ではよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは今日のこの委員会、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。